

平成31年2月定例会 総務委員会（付託）

平成31年2月25日（月）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

喜多委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに、議事に入ります。

これより、公安委員会関係の審査を行います。

公安委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から追加提出議案について説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

なお、理事者各位に申し上げます。

当委員会において、議案等の説明及び報告の際には、座ったままでなされますよう、よろしく申し上げます。

【追加提出議案】（説明資料（その3））

- 議案第67号 平成30年度徳島県一般会計補正予算（第7号）
- 議案第90号 徳島東警察署庁舎整備等PFI事業の特定事業契約の変更特定事業契約について

【報告事項】

- 警察署統合の成果（中間報告）について（資料1）
- 地域警察の再構築に向けた中長期ビジョン（案）について（資料2）

山本警務部理事官

私からは、お手元にお配りしております総務委員会説明資料（その3）に基づき、平成30年度一般会計補正予算案等について、御説明申し上げます。

説明資料の1ページをお開きください。

歳入歳出予算総括表でございます。

総額で2億6,162万7,000円の増額補正をお願いしております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

次に、2ページをお開きください。

主要事項について、御説明いたします。

まず、上から2段目に記載の警察本部費は4億6,340万8,000円の増額であり、内訳は①給与費4億1,332万2,000円の増額、②警察本部及び警察署の運営等に要する経費として5,008万6,000円を増額するものであります。

次に、警察施設費は総額で1億3,509万4,000円の減額で、内訳は①交番・駐在所等整備事業費300万円、②警察署整備事業費1億2,502万3,000円、③警察職員宿舍整備事業費707万1,000円を工事費等の確定により、それぞれ減額するものであります。

次に、運転免許費は、今年度の運転免許更新予定者の見込人数の減少などにより、自動

車運転免許試験及び行政処分等の事務費9,300万円を減額するものであります。

続きまして、恩給及び退職年金費は、警察関係の恩給受給者に対する恩給等に要する経費として185万円を減額するものであります。

次に、警察活動費として総額で2,816万3,000円の増額であり、内訳は①警察車両などの整備・維持に要する警察装備費として2,500万円の増額、②一般警察活動費では地域活動等に要する経費として865万6,000円の減額、③刑事警察費では犯罪捜査及び犯罪防止活動等に要する経費として868万円の減額、④交通指導取締費では交通事故捜査及び交通指導取締り等に要する経費として4,886万9,000円の増額、最後に⑤信号機や標識・標示等の整備・維持に要する交通安全施設整備事業費については総額で2,837万円の減額で、その内訳は国庫補助事業の確定に伴い、ア、国補対象事業費で4,674万円の減額、イ、県単独事業費で2,337万円の増額、ウ、維持補修費で500万円を減額するものであります。

続きまして、3ページを御覧ください。

繰越明許費案について御説明いたします。

繰り越す事業は、管理運営費として9月定例会において補正予算措置させていただきました、警察施設のブロック塀の安全対策に係る経費のうち1億5,966万4,000円、自動車運転免許試験及び行政処分事務に要する経費のうち8,000万4,000円、交通指導取締りに要する経費のうち285万7,000円を翌年度に繰り越すものであります。

繰越しの理由につきましては、新元号に対応するシステムの改修など、計画に関する諸条件により年度内の執行が困難になったことから翌年度に繰り越すものであります。

最後に、4ページを御覧ください。

開会日に債務負担行為の先議を頂きました、徳島東警察署（現徳島中央警察署）庁舎整備等PFI事業の変更特定事業契約についてであります。

本事業につきましては、平成30年3月13日に、アに記載の相手方と契約締結し事業を進めておりましたが、今年度実施した地質調査の結果、くい設計の見直しなど工事内容に変更が生じたことから、増額の契約変更を締結するものであります。

増額金額は2億8,140万6,368円であります。

以上、平成30年度補正予算案等について、御説明を申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

## 根本警察本部長

私からは、警察署統合の成果と地域警察の再構築に向けた中長期ビジョン（案）の2件について、御報告いたします。

まず、昨年4月に統合した徳島板野警察署及び徳島名西警察署の統合の成果について、お手元の資料1に基づき、御説明いたします。

さきの本会議でも答弁いたしました。この統合は三つのコンセプトにより実施したものであります。

1点目は、捜査員の集中運用による早期事件解決や夜間・休日の体制強化など、犯罪の検挙等、対応能力の向上に向けたスケールメリットを生かした組織運営の視点であります。

2点目は、パトカーの複数運用等による地域警察官の街頭活動の強化など、犯罪の抑止

等に向けた機動力の確保と各警察署の連携強化の視点であります。

3点目は、警察機能の分散の視点であり、徳島板野警察署板野庁舎には、広域防災センターとして災害救助活動の中核となる四国管区機動隊などを配置し、徳島名西警察署石井庁舎には、パトロール活動の拠点として広域自動車警ら隊などを配置したところであります。

統合の成果といたしましては、前年同期と比べ、刑法犯認知件数が徳島板野警察署、徳島名西警察署ともに約24%減少したほか、交通事故発生件数が徳島名西警察署で約11%減少し、子供・女性に対する声掛けやつきまといなど不審者情報の受理件数についても、徳島板野警察署で約8%、徳島名西警察署で約41%減少しました。

また、重要事件や重大事故につきましても、徳島板野警察署管内で発生した藍住町におけるコンビニエンスストア持凶器強盗事件や松茂町における建造物等放火事件、徳島名西警察署管内で発生した石井町における飲酒死亡ひき逃げ事件や、首都圏を舞台とした広域特殊詐欺事件等を早期に検挙するなど、検挙の面でも大きな成果がありました。

さらに、地域警察官によるパトロール活動が強化され地域に密着した活動が増えるとともに、緊急の呼出しが抑制されるなど、職員のワーク・ライフ・バランスの実現にもつながっております。

続きまして、地域警察の再構築に向けた中長期ビジョン（案）について、お手元の資料2に基づき、御説明いたします。

今回の定例会において、今議会中にも交番・駐在所の在り方について、基本的な方針をお示しする旨答弁いたしました。が、県警察においては、変化する治安や地域情勢を踏まえ、地域警察の再構築に向けた中長期ビジョン案を立案いたしました。

県警察においては、これまで市街地以外において、警察署に24時間態勢を確保した上で、昼間の勤務を基本とする駐在所を充実させることにより、地域の治安維持・向上を図ってまいりました。

しかし、現在の児童虐待事案をはじめ、DV・ストーカー事案等、緊急を要する事案に、より迅速かつ的確に対応するためには、住民の身近な所で複数の勤務員が24時間態勢で対応する交番の整備・充実が不可欠であると考えております。

本ビジョン案については、四つの柱で構成しております。

まず、基本方針については、一定の人口が集中する地域には、複数の勤務員が24時間態勢で事案に対応するため複数の駐在所を統合の上、交番を整備すること、警察署から遠隔地にある山間・沿岸部等には、引き続き駐在所機能を維持することとし、警察力の更なる強化を図ってまいります。

次に、地域警察の再構築に向けた基盤整備については、交番再編後は、パトカーの配備を充実させ効果的なパトロールの実施と機動力の向上を図るほか、地域警察業務の見直しを行い、パトロールや巡回連絡等の所外活動を更に強化することなど、交番・駐在所の活動基盤を充実させてまいります。

また、人員配置の不断の見直しについては、地域警察の機能強化に向けた人員配置の見直しや女性警察官の職域拡大、働き方改革を進めるものであります。

最後に、地域住民の理解と協力の確保についてであります。

本施策の推進に際しては、地域住民の方々の御理解と御協力が必要不可欠であり、より

一層、丁寧な説明を心掛けてまいりたいと考えております。

なお、本委員会で御審議いただいた後は、本ビジョンに基づいた具体的な計画を策定することとしております。

また、具体的計画の策定に際しましては、パブリックコメントを実施して、広く県民の皆様からも御意見を賜りたいと考えております。

引き続き、当委員会からも御指導を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

#### 喜多委員長

以上で説明等は終わりました。

（中山委員退席）

これより質疑に入りますが、初めに、議案第90号「徳島東警察署庁舎整備等PFI事業の特定事業契約の変更特定事業契約について」質疑を行います。

質疑をどうぞ。

#### 黒崎委員

この前、防災対策特別委員会においても、いろいろ議論がなされたところでございます。そもそも、徳島東警察署の建替えについて、防災的な観点当初から付与されていたという認識で我々も見ていたわけです。防災対策としての役割があって、建てる時に、事前に地盤の状況をしっかりと調査できていたのか、できてなかったのか。どうもそのあたりが、はっきりしないところがあります。

話を伺うと、隣の裁判所が国有地ということもあって、その裁判所の基準に合わせて調査をしたというふうなことですけれども、着工前の地盤について、どのような状況であるという判断をされていたのか、お聞かせいただけたらと思います。

#### 高橋会計課長

少し整理をしますと、徳島東警察署、現徳島中央警察署は、現在の庁舎が非常に耐震能力に問題があるということと早期に整備等、多様な意見がございまして、その部分と県有地として取得するという、用地の交換を並行し作業を進めてきたところであります。

知事から移転場所の公表が平成27年6月にありまして、県有地との交換作業、裁判所と旧徳島県立聾学校跡地の交換作業を進めて、平成29年10月に県有地になりました。その間、本事業については、切迫する南海トラフ巨大地震に対応するため早期に整備をしなければならないということで、県有地になる以前からPFI事業として、並行して進めてきたという経緯があります。

そこで、地質調査の問題であります。地質調査は、裁判所新庁舎における地質調査が近年実施されたものであるということ、また、位置も隣接にあるという観点から、事業者からPFI事業で提案を受ける段階においては、事前委員会においても同じ答弁をさせていただきましたけれども、裁判所新庁舎の地質をお示しすることで足りるという考えでいました。

これについて改めて申しますと、PFI事業は、設計と建築、工事監理を一つの事業体、SPCと言いましてスペシャル・パーパス・カンパニー、特別目的会社によって実施

しているものであります。従来手法のように、あらかじめ庁舎の位置や建物、構造が不明でありますので、庁舎に係る入札時に我々は調査をしていませんが、PFI事業においては契約の後に事業者の想定に基づいてボーリングをすることが多々ありますので、我々が特別なことをしたということではございません。あらかじめ、建設に係る付近をボーリングすることはあるのですけれど、今回の場合は、事業者のほうでどのような庁舎を建てるかという提案を頂く中で、まずは裁判所新庁舎のボーリング結果をお示しし、その後、事業者によってボーリングを改めて実施していただくというスキームで事業を進めていたという状況であります。

#### 黒崎委員

事業者から提案を頂いて、まず裁判所新庁舎の地盤を基本としていたが、再調査が必要になったということですね。なぜ、再度詳しく地盤調査しなければならない必要があったのかということ、しっかりと説明していただきたいと思います。その部分がはっきり分かってこない、更に倍近い本数のくいを打つ必要が出てきたのかということがよく分からない。なぜ、再度調査をしなければならなくなったのか、しっかりと分かりやすく説明してください。

#### 高橋会計課長

もう一度整理しますと、あらかじめ裁判所新庁舎の地盤調査の結果を示して、PFI事業で契約した後は、事業者が改めて調査していただくことは当初の予定でありましたので、改めてしたということに対して特別なことはしていません。元々、PFI事業で契約した後は、事業者のほうで改めて同じ現場でボーリングするということが事業のスキームでした。

そこで、裁判所新庁舎の地質調査よりも詳しく調査をしたということでもあります。裁判所新庁舎の地質調査の結果では駄目だったのかという状況になるのですけれども、平成26年に民間マンションにおける、くいの偽装事案、これは神奈川県が横に傾いたうんぬんで多く報道されたところでもありますけれども、それ以降地盤調査に関して支持基盤以下の深層部の圧密検査を行う、つまり粘土層がどれだけ水分を含んでいるかというような詳細な調査が求められております。本事業のように、特に防災機能を有する施設の整備においては、この調査が特に重要視されているところであります。

本事業の提案や契約どおり履行されているかどうかの判断は、第三者のコンサルタント事業者へ委託をしまして、また、くいに関する判定機関という更に第三者がいるのですけれど、そういう方からも実施することが適当という回答を得てまして、その上で改めて詳しく調査をしたという状況であります。

ですから、裁判所新庁舎の資料をお示しし、改めてPFIで事業者が地質調査を実施することは契約内容であります。想定外の結果が出たので、今回の増額に至ったという状況であります。

#### 黒崎委員

想定できていなかったということは確かであるけれども、再度調査をしますという事業

者との契約であり、コンサルタント事業者にも判断を委託されると、今お話にありました。コンサルタント事業者が出された結果もそういう結果だったのでしょうか。

高橋会計課長

このコンサルタント事業者は、一級建築士であるとか、そういう耐震構造計算が行える業者であります。PFI事業というのは、建築も設計もそうですけれども実際に提案どおり、また設計どおり実施されているのかを先方が監理する形になります。そういう監理の立場の観点から、設計のモニタリングであるとか、来年度予算にも盛り込んでいます建築中のモニタリング、これは我々にとって監理をすべき人間ということで、第三者の人間から意見をもらっている状況であります。

黒崎委員

くいの数が倍ぐらいになっていますよね、倍にする必要があったのかどうなのか。倍にするという判断は、コンサルタント事業者からいろんな話もあってそうなったのでしょうか、倍というのでも甚だすごい数だと思うんです。耐震のことが十分に保証されるように倍ぐらいの本数にしたということなのでしょうけど、いかにも基本から全部変わりそうな感じがするんです。倍にしたということの判断は、どうなのでしょう。

高橋会計課長

本事業者の当初の提案であります。提案というのは、入札公告時、先ほど来申しましたとおり裁判所新庁舎の地盤調査の結果の資料と、更に事業者が過去に周辺で実施した地盤調査の結果の資料、裁判所は支持基盤までの調査結果でありますけれども、事業者が持っていた資料は粘土層以下の調査結果でした。

その二つの資料をもって、当該敷地の支持地盤の粘土層の耐力が、テクニカルな話になるのですが、600キロニュートン毎平方メートルであるという想定をしていたものであり、周辺の地盤を見てもそれぐらいの耐力はあるだろうと。これは、地下水脈であるとか様々な要因がありますので一概に言えませんけれども、当該敷地でボーリング調査をした結果、計算しますと実際のところ約440キロニュートン毎平方メートルでありました。これは数字で言いますと、耐力的に600キロニュートン毎平方メートルの場合、その上に土の340キロニュートン毎平方メートルが掛かっております。これが実際に440キロニュートン毎平方メートルしかなく、340キロニュートン毎平方メートルの土が掛かったと。つまり、想定のおよそ5分の2ぐらいの耐力しかなかったため、2.5倍の力を保有する必要があり、52本に2.5倍を掛けて約120本になると。これに関してもコンサルタント事業者等々、一級建築士又は構造計算の者へ確認をして、適正であるという理解を得た上で補正予算を提出させていただいたという状況であります。

黒崎委員

キロニュートン毎平方メートルという単位が出てきたのですけれども、これは1平方メートルあたりに600キロニュートンが掛かってくるということですよ。そのあたりが変わってきたので、くいの本数が倍なければ支えられないという判断でそうしたということ

ですね。

防災という観点から考えれば、当然、強くあればそれに越したことはないと思います。それはそれで納得できるところではあるのですが、くいの本数を増やしたことで約2億8,000万円増えてきたということですが、例えば増加した部分を事業者のほうにある程度御負担いただけるような、見込みが甘かったということもあったりするのではないかと。事業者のほうで全額とは言わないまでも、ある程度の御負担も願えるような交渉もされたのかどうなのか、そのあたりはどうお考えになっていますか。

高橋会計課長

先ほど申しましたように、本事業者の提案には、裁判所新庁舎の地質調査の結果、更には事業者が自ら持っている裁判所周辺の地質調査の結果、これによって判断をしたということですが。

今回の入札公告の前に、PFI事業に関する実施方針の公表を行いまして、事業者が負うリスクと我々が負うリスクについてあらかじめ分担を決めていまして、土地に関しましては、予見できないものについて、どちらがどういうふうにもリスクを負うのかとしていまして。委員御指摘のとおり、この部分をどちらで負うのかということですがけれども、支持層下の予見し難いリスクと認識しておりまして、事業者のリスクとした場合、リスク回避のための入札には大幅な増額の可能性もあると、そういう部分で官側のリスクにしたところでもあります。

もとより、例えば従来方式でやっていたら、あらかじめ我々が粘土層の検査をした場合、当然、増額した予算を計上して更に予定価格も高くなっているだろうと、結果として前後になったという鶏の卵的な理論で、循環的な議論になるのですがけれども、今回はPFIで後に出た事象について、より地盤沈下の可能性があり、その分の増額になったと。あらかじめ官側が調査を実施して耐力が弱いのであれば、それなりの構造体を維持するためのくいの本数を設計しているわけでありまして、当初から高いお金で入札していたということも想定されます。

繰り返しますけれども、想定し難いリスクを必要以上に民に課せますと、やはり入札時から非常に高い額で競争されるのではないかとということで、今回、我々のリスク負担とさせていただきます。これについても、他県の例等を考慮しまして、また、コンサルタント事業者等の意見も踏まえまして、こういう形で提案させていただいたという状況であります。

黒崎委員

今回の場合は予見できなかったということで、それを事業者に負担させることは、かなり事業者のリスクが大きくなって、元々のお金ももっと大きなお金が必要になってくる可能性があるという判断ですね。こういうことは、今後もあると思うんです。ほかに建て替えなければいけない所もありますし、今後、このことをしっかりと生かしていただきたいと思います。活断層の真上に建っている所もあると思いますし、津波の対応だけではない所もあります。いろんな災害に備えてしっかりとやっていただきたい。ましてや、避難場所になっているので、今後、このことをしっかりと生かしていただきたいと思うのです。

が、そのあたりはどうですか。

#### 高橋会計課長

先ほど、神奈川県の場合を出しました。高層建築や公共施設で、くいを問題とする地盤沈下の例も幾つか承知をしております。こうなった場合は、当然に再建築が必要となり、建築後に多額の経費が必要になる場合があります。また、我々の目的である災害に強い庁舎が可能になるのかどうかという議論にも発展しかねないところであります。

委員から御指摘がありましたように、警察署は防災の拠点でありまして、やはり強固なものでなければならない、熊本県で地震があった時に市の庁舎が倒壊して機能不全に陥ったと思いますけれど、そういうことがあってはならないと思っています。

くいの問題等々は、予見し難いリスクであると想定しています。しかしながら、税金を多額に要するという点については防止しなくてはならないと思っていますし、こういう形の増額というのは、今後そういうことも想定しなければならないと反省しております。今回の地質調査は、皆さんにも有効活用していただけるよう、A w a J i b a nという徳島県地盤情報検索サイトに掲載することとしております。工事ですから予見し難いこともあるかもしれませんが、可能な限り増額という形を防ぐような、それらどこまでリスクを考えるかという難しいところはありますけれども、しっかり考えていきたいと思いません。

#### 黒崎委員

高速道路の現場に行きまして話を伺いましたが、沖洲の高速道路は支持層まで70メートル必要であったということです。それと、私の地元の大代、阿讃山脈から降りてくる高速道路、徳島自動車道を南進する道路の辺りは30メートルぐらいでいけるだろうと思ったのが、地盤調査したら70メートル下でないと支持層がなかったということで、相当な工事をされて今があるというふうなことでございます。

A w a J i b a nとおっしゃいましたが、徳島県の東側というのは砂や土砂で出来上がった岩がない地盤ですので、警察だけでなく県土整備部あたりも今後のためにしっかりと生かして、せつかく補正予算を組んでやるのですから、すばらしい機能を持った徳島中央警察署を構築していただきたい。また、ほかの場所の工事をやり替えるときにも生かしていただいとしたいと思いますので、御要望して終わります。

#### 元木委員

私からも、黒崎委員と重なる部分があるかと思えますけれども、少し確認させていただけたらと思います。まず今回、四電工グループが行った地質調査はいつ行われたのか、お伺いさせていただきます。

#### 高橋会計課長

黒崎委員にもお話をしましたけれども、元々P F I事業者のほうでもボーリング調査をするということが契約事項でありまして、契約が昨年3月で、契約が終わった以降の5月から7月にかけてまずは実施し、支持地盤下の粘土層の耐力が弱い可能性があるとし



て、更に10月に2回目の調査を実施しました。その結果、耐力不足が明らかになったという状況でございます。

元木委員

続きまして、裁判所新庁舎の地盤データとの比較について、お伺いさせていただきます。今回、実施されました地質調査の結果と事業公告した際の裁判所新庁舎の地質調査の結果には、どういった差があったのかお伺いいたします。

高橋会計課長

あらかじめ事業者を示した裁判所新庁舎の建築の際に実施したボーリング調査の結果と、今回調査した地盤の構成についてはそんなに大きな差異はなかったということです。

先ほど黒崎委員もおっしゃったように、吉野川からの流出された土砂等々の堆積物であります。支持地盤の位置については、その支持地盤が約40メートルにあるということはそんなに変わりはありませんでした。ただ、先ほど申しましたようにマンションの偽装事案等々を受けまして、支持地盤の下の検査、これは裁判所建築当時はやっていませんけれども、それをやった結果の話でありまして、粘土層の耐力が当初事業者は600キロニュートン毎平方メートルあるだろうという想定だったのが、実際は440キロニュートン毎平方メートル程度しかなかったということです。

繰り返しますと、地盤データの大きな差異はありませんけれども、支持層下の粘土層の圧密度の検査をした結果、こういう形で判断したという状況であります。

元木委員

徳島中央警察署の庁舎は、地盤沈下などが起きてはならないと考えているところでございます。つきましては、今回のくいが増加分が適正な本数であり、これが妥当かどうかという客観的な見解があるのか。先ほども御説明があったと思えますけれども、分かりやすくお示しいただきたいと思えます。

とりわけ、今回の約2億8,140万円の増額予算の算定根拠とともに御説明を頂けたらと思えます。

高橋会計課長

先ほどの黒崎委員への答弁と重なる部分もありますが、改めて申し上げます。PFI事業は、設計と建築、工事監理を同一会社でいたします。つまり、監理をする者が相手側にあるのではないのかというところでもあります。したがって、そういう提案であるとか、設計や建築が実際のようになされているのかは、コンサルタント事業者に委託しましてモニタリング作業をしております。そのモニタリングをする立場にあるコンサルタント事業者からも、今回の粘土層の関係であるとか、くいが増加分については適正であると回答を頂いているところでもあります。

さらに、くい本数の増加分に関する算出等々についてであります。これも先ほどの答弁と重なるのですが、当初の想定は粘土層の耐力が600キロニュートン毎平方メートルあるという想定の下で提案を頂いていたと。上に乗っている土が340キロニュートン毎

平方メートルですので、それを差し引いた有効耐力が260キロニュートン毎平方メートルあるという下で、52本のくいが必要であったと考えておりました。ところが、現実にボーリング調査を実施し圧密検査をしますと、その耐力は440キロニュートン毎平方メートルしかないということが判明しまして、土の重さである340キロニュートン毎平方メートルを同様に引きましたら、有効耐力が100キロニュートン毎平方メートルほどしかない。つまり、当初の想定よりか5分の2ほどしかなかったというところで、52本のくいに対して2.5倍程度の強度、122本に増加することとし補正予算を上げている。この増額分についても金額割合、当初提案のあった金額と同等の数字が出ていますので、適正だろうというものであります。これにつきましても、コンサルタント事業者とモニタリング事業者から適正であるとの回答を頂いた上、補正予算を提出させていただいたという状況であります。

#### 元木委員

圧密検査の結果等に誤差があったというような説明でございました。このモニタリング事業者は、四電工グループとは異なる事業者でありまして、第三者機関がくいの本数の増加が適正であるという見解であることは理解させていただきましたけれども、このコンサルタント事業者によるモニタリングが妥当であるという答弁だけでは、やはり不十分な面もあるのではないかと感じているところであります。

コンサルタント任せではいけないという指摘がよくされているところでありますけれども、少し話はそれますが、県警察職員自体、庁舎等の建築に当たっての地質調査能力を高めるための人材育成等は行っておられるのか、お伺いさせていただきます。

#### 高橋会計課長

県警察におきましては、営繕の資格を持った職員が2名います。また、非常勤で県のOBの方、再任用の方にも勤務していただいております。

今回のくいに関しまして、当然、コンサルタント事業者のみならず、我々の営繕職員も確認したところでありますので、御指摘のように、モニタリングするコンサルタント事業者のみならず、我々のほうでも判断させていただいたという状況であります。

#### 元木委員

くい本数の増加分の算出について、一般の方にもより具体的に説明いただきますとともに、庁内でもこういった課題についての認識の共有を図っていただいて、今後の改善にもつなげていただきたいと思いますと思う次第でございます。

今回、PFI手法による契約ということで、こういった事態になったというような御指摘もあるようでございますけれども、従来手法による手続であれば、こういった事態は避けられたのではないかと考えますが、御所見をお伺いいたします。

#### 高橋会計課長

先ほども一部、黒崎委員への答弁で申しましたけれども、官庁営繕的手法であれば、あらかじめ地質調査を行った上で設計をし、その設計に基づいて建築に関する入札公告を行

う、これが従来手法であります。したがいまして、PFI事業とは何が違うかという、あらかじめ全てのことをした上で、建築に関する公告になります。仮に、我々のほうで地盤調査、また圧密調査をしていけば、その必要な部分は予定価格、予算の段階から増額の予算要求を行いまして、増えた予算計上で入札を出しております。前段的な見えない形での議論はあったのかも分かりませんが、今回、PFI事業だからこういうことになったという認識はございませんので、その点御理解いただきたいと思います。

#### 元木委員

本庁舎は、県都の治安のランドマークという位置付けもございまして、多くの方々も関心を持っている事業であると感じているところでございます。

根本の話になりますけれども、大規模災害時の浸水想定が出されており、こういった想定への配慮、あるいは近隣の建物を見ておりましたも、1階や2階等まで駐車場にしているような建物もございまして。こういった庁舎の構造上の工夫が行われたのか、お伺いさせていただきます。

#### 高橋会計課長

徳島中央警察署は、徳島東警察署時代からの基本構想の部分からも、災害対策に強い、特に東日本大震災の津波の問題もありまして、同現場は1.25メートルから2メートルぐらいの浸水予定がされておりますけれども、民間ノウハウの活用等の観点からも提案を頂きました。

当庁舎は、1階及び2階が駐車場という形になっておりまして、全国的にも例が余りないような警察署になっております。当然、セキュリティも強化しなくてはならないということでもありますけれども、そういう部分でも配慮して、災害に強い庁舎という観点で整備を進めていきたいと考えております。

#### 元木委員

御承知のとおり、本委員会は平成最後の締めくくりの委員会でもございまして、平成を振り返ってみますと、やはり何といたっても阪神淡路大震災、そして東日本大震災という大きな二つの災害に見舞われた元号であったのではないかと感じているところでございます。

そういう中で、今回の大規模災害を見据えた新防災センターとしての役割を有する警察署は、本県のみならず、全国的なモデルとしての位置付けも求められているのではないかと、そういう意味でも一日でも早く建てていただいて、治安・防災にゆりみを生じさせないことが県警察の責任でもありますし、県民の多くが望んでいることであろうかと思っております。

どうかスケジュールに遅延を及ぼすことがないように、しっかりとモニタリング等をしていただきまして、説明責任を果たしながら、立派な新庁舎が整備されることを御期待申し上げます。

#### 喜多委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

以上で、本件に関する質疑を終わります。

これより、議案第90号「徳島東警察署庁舎整備等PFI事業の特定事業契約の変更特定事業契約について」の採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました議案第90号については、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第90号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の都合により、小休いたします。（11時17分）

（中山委員復席）

喜多委員長

再開いたします。（11時18分）

それでは、その他の件について、質疑をどうぞ。

島田委員

幾つか質問させていただきたいと思います。まず、交通死亡事故抑止に向けた取組についてであります。

私の地元であります阿南市内で、今月に入り交通事故により4名の方が亡くなるという危機的な状況にあります。亡くなられた4名の方はいずれも高齢者であり、そのうち1名の方は自動車から自転車に乗り換えられた矢先のことです。この方はよく知っている方でして、もう15年ぐらいお付き合いがありお葬式にもお伺いしました。やはり、朝食を一緒に取って夕方にお通夜というのは、家族の方は非常に悲しまれていましたし、私もよく知っている方なので、非常につらい思いをしたところでもあります。

県下でも免許証の返納をする高齢者が増加し、車から自転車に乗り換えられる方も少なくないと思われます。こうした中で、特に夜間において、自転車に限らず歩行者の方も、車を運転している方からは認識しづらいために事故に巻き込まれる危険性が高まるという考え方があると思います。そこで、警察官の方々が、交通安全運動等のキャンペーン以外にも夜間のパトロール等の際に、反射材を身に付けていない自転車や歩行者の方を見つけたら、反射材を手渡すなど積極的な街頭活動を行うことが効果的だと考えます。

先日、県警察では、県下で相次いで発生している交通死亡事故を受けて、緊急会議を開催されたと思います。ニュースで船本交通部長が大きく映られているのを見ましたけれども、交通死亡事故抑止に向けてどのように取り組まれるのか、お伺いしたいと思います。

住友交通企画課長

県内では、本年に入り交通事故により8名の方が亡くなられたところです。2月には、阿南市内で3件の交通死亡事故が連続発生し、今年初めての交通死亡事故多発警報が発令されましたが、その後も三好市内、阿南市内で発生し、昨日現在の交通死亡事故は、前年

同期と比べ6件6人の増加と厳しい情勢にあります。

これら8件8人の交通死亡事故の特徴を見ても、高齢者の死者が6人と多く、夜間の事故死者についても4人と多く、このうち3人が歩行中、1人が自転車乗用中、夜間歩行中の死者3人全員が反射材非着用、自転車乗用中の死者2人全員がヘルメット非着用といった傾向が見られているところです。

県警察では、昨年交通死亡事故の特徴を踏まえ、本年の取組重点を高齢者の交通事故防止、夜間の交通事故防止、飲酒運転の根絶、全席シートベルトの正しい着用の徹底、自転車利用者に対する交通ルールの周知と定め、これらの対策を推進してきたところです。また、連続発生している交通死亡事故の状況を踏まえ、2月20日、緊急の交通死亡事故抑止に向けた交通課長会議を開催し、制服警察官による主要交差点における街頭監視活動の強化、赤色灯を点灯したパトカー・白バイのレッド走行によるドライバーに対する注意喚起、飲酒運転・著しい速度超過等重大事故に直結する悪質・危険な違反の指導取締りの強化、特に薄暮時間帯から夜間に歩行者の死亡事故が多発していることを踏まえ、反射材用品を着用していない歩行者に対しましては、その場で反射材用品を身に付けてもらうなど、反射材用品の普及促進などの活動を更に強化していくことを確認したところでございます。

県警察では、第10次徳島県交通安全計画に掲げられました、「平成32年までに24時間死者数を20人台前半以下、可能な限りゼロに近づける」という目標達成に向け、引き続き、関係機関・団体等と連携し、事故実態に即した各種交通事故防止対策を一層推進してまいり所存です。

#### 島田委員

御答弁にもありましたように、関係機関・団体と連携して積極的に街頭活動を行っていただき、1件でも多くの交通事故を防いでいただきたいと思います。特に、高齢者が多いようですので、老人会やシニアクラブのような所でも、そういった活動をやっていただけたらと思いますので、御要望して次の質問に入りたいと思います。

先ほど本部長から報告がありました、地域警察の再構築に向けた中長期ビジョン（案）について、御質問させていただきたいと思います。まずは、この度策定されました中長期ビジョン案のコンセプトについて、説明していただきたいと思います。

#### 船本企画課長

コンセプトについての御質問でございます。お配りしております資料2の上段に赤い字で記載しておりますが、このビジョン案につきましては「時代の要請に応える地域警察の再構築」をコンセプトとしておりまして、24時間対応が可能な活動の拠点をより多くの地域へ整備するものでございます。

先ほど、本部長からも御報告させていただきましたが、これまで市街地以外におきましては警察署に宿直員あるいはパトカーの勤務員などの24時間態勢を確保いたしまして、そのほかは昼間の勤務を基本といたします駐在所を充実させることで、管内の治安維持に当たってきたところでございます。

しかしながら、児童虐待事案をはじめ、DV・ストーカー事案等、緊急を要する事案へ

のより迅速かつ的確な対応でありますとか、困り事相談などの地域に密着した問題にも丁寧に対応することが重要であると考えております。このため、このビジョン案は、複数の駐在所を統合して交番化し、県下全域におきまして、より住民の身近な場所に24時間態勢のプラットホームを拡充するというものでございます。なお、警察署から遠隔地にございます山間・沿岸部につきましては、引き続き、駐在所機能を維持していく方針でございます。

#### 島田委員

その中で、とみおか交番の実績についてお伺いしたいと思います。

中長期ビジョン案に先駆けて、昨年12月1日に阿南警察署とみおか交番の運用を開始されております。運用後、三つの駐在所を統合してとみおか交番が出来ておりますけれども、どのような効果が現れているのかお伺いしたいと思います。

#### 船本企画課長

とみおか交番は、阿南市中心部を管轄しておりました警察署所在地という勤務がございましたけれども、署の所在地、それと向原町駐在所、宝田町駐在所、見能林町駐在所の三つの駐在所を統合いたしまして、昨年12月、テナント型交番として運用を開始したところでございます。阿南警察署管内での事件・事故の約5割が発生しております阿南市中心部には、これまで24時間態勢で勤務する交番がございましたが、とみおか交番の新設によりまして、夜間・休日における事案対応能力が強化されたところでございます。

統合の効果といたしましては、パトロール時間が統合前と比べまして大幅に増加しております。このほか、複数事案が同時に発生した場合における迅速・的確な対応が可能となるなど、大きな成果につながっているものと認識しております。また、とみおか交番に整備いたしましたコミュニティスペースを拠点としまして、県内初となる複数の高校で結成されました阿南高校生ボランティアと、地域の安全を守る会の会員や交番勤務員が連携しまして防犯キャンペーンを実施するなど、地域の防犯活動の拠点としての機能も発揮しているところでございます。

なお、これらの取組につきましては、地元警察署から、地域住民の方々に高評価を得ているとの報告を受けているところでございます。

#### 島田委員

中長期ビジョン案の中身についてですが、今後、具体的な計画を策定すると伺っております。既に決定している交番・駐在所の統合計画があれば、その計画内容についてお伺いしたいと思います。

#### 船本企画課長

県警察では、先ほど答弁いたしましたとみおか交番でございますとか、徳島中央警察署の新町交番と秋田町交番を統合いたしまして大道交番を新設しましたほか、徳島名西警察署の佐古六番町交番を蔵本町交番に、徳島板野警察署の宮島駐在所を川内町交番に、阿南警察署の長生町駐在所を桑野町駐在所にそれぞれ統合しているところでございます。ま

た、本年4月には、単独勤務であります徳島中央警察署の大原町交番を津田町交番に統合いたしまして、交番の大型化を図る予定としております。

交番・駐在所の統合計画につきましては、この度お示しいたしました中長期ビジョン案に基づきまして、今後、パブリックコメントを実施して広く県民の皆様の御意見を賜ることとしておりまして、それらの御意見を踏まえまして、県下全域における具体的な計画を策定、公表することとしております。

#### 島田委員

とみおか交番では、先ほど御説明がありましたけれども、高校生ボランティアの組織を結成されて、防犯活動に活発に取り組まれているということでございます。将来ある若者が地元の安全安心のために、自分たちができることを一生懸命取り組むことは非常に素晴らしいことだと思います。また、地域住民をはじめ、県警察あるいは県にとっても頼もしいと思います。そういったボランティアのメンバーで、警察官になりたいという子も出てくると思いますので、引き続き取り組んでいただけたらと思います。

中長期ビジョンについては、このようなどみおか交番の実績をモデルケースとして、県下各地に反映できるよう、住民の方々の理解を得ながら着実に進めていただきたいと思います。

最後に要望ですけれども、阿南警察署の向原町、宝田町、見能林町の三つの駐在所を廃止して、とみおか交番になっているのですけれども、廃止した駐在所というのは、地域のほとんどの方が御存じです。でも、新しく出来たとみおか交番は、12月1日からですから既にほぼ3か月がたっていて、先ほどの防犯や高校生の関係者は知っていると思うのですが、多分調査はしてないと思います。知らない方が結構いらっしゃいます。特に、とみおか交番は2階にPOLICEと書いてあって、車で走っている方はほとんど気付かないという声を聞いております。できれば、車を運転している方が見やすいように、2階に貼っているPOLICEや交番等を、できるだけ見える場所に貼っていただけたらもっと分かりやすいのではないかと、やはり交番へは、落とし物を拾ったら持って行く等、一般の方はなかなか用事がないというか、行かないですよね。警察署のほうは免許証の書換えであったり、いろんな相談事もあったりして行くのでしょうけれど、何かチラシなり、富岡に交番を開設していますなどのPRをしていただけたら、もっと住民の方に分かっていただけるのではないかと思いますので、そういうところも善処していただけたらと思います。

#### 中山委員

島田委員の質問と同じようなことですが、地域の人たちから身近に警察官の人たちを感じてもらうということは非常に大事なことであって、例えば、虐待事案もそうですけれど、警察に気軽に相談できる体制作りというのが今後必要になってくるのではないかと、思っております。加えまして、今、地域のつながりが非常に希薄になってきております。近所付き合いも昔ほど盛んにされているわけではなく、近所の人は何をしている人なのか、どういう人がこの地域に住んでいるのか把握できていないところがあるというのが現状ではないかと思っております。しかし、今後いろんな災害等が予測されておりまして、その度

に地域力が非常に重要になってくるのではないかと考えております。

前から、この総務委員会をお願いしているのですが、先ほど本部長から説明のありました中長期ビジョン案の中で、地域警察業務の見直しということで、巡回連絡等の所外活動の更なる強化とありますが、これは非常に大事なことだと思います。どういうふうな強化をしていただけるのでしょうか。

船本企画課長

お配りしております中長期ビジョン案に基づきます、巡回連絡の強化方策についての御質問でございます。

本ビジョン案では、4本柱の一つといたしまして「地域警察の再構築に向けた基盤整備」を掲げまして、地域警察業務の見直しを行うことにより、巡回連絡などの所外活動の更なる強化を図るということでございます。

具体的には、これまで時間を要しておりました地域警察官が作成する書類につきまして、様式や作成要領などを簡素化・簡略化いたしますとともに、現場見分等の初動活動の在り方を見直すことによりまして、巡回連絡等の所外活動時間を充実させるということとしております。

中山委員

今、例えば一交番、一地域に、巡回連絡というのはどのくらいの頻度でやっているのでしょうか。

西岡生活安全企画課長

ただいま委員から、巡回連絡の実施率についていかななものかというお尋ねがございました。平成30年中でございますけれども、全世帯中、巡回連絡の実施割合は約7割ということで推移しております。

先ほどお話にもありましたように、地域に溶け込んだ活動というのが、地域警察の何よりも重要なことであろうと考えております。引き続き、巡回連絡等の所外活動に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

中山委員

答弁を頂きましたけれども、全地域100%ではないということで、1年で7割程度しか行けていないと。いろいろ業務があって、そればかりに対応するのは非常に難しいところもあるとは思いますが、巡回連絡は、地域のことをよく知る。そして、孤独死ですか、徳島県は全国よりも早いペースで高齢化が進んでおりまして、なおかつ一人暮らしの独居老人の数も増えております。その人たちが、元気に暮らしていただけるのが一番の願いですけれども、身寄りのない人でも一生懸命生活しながら一日一日を生きられている方もいらっしゃると思います。その安否確認も含めて、誰がするのかという地域の問題ですけれども、警察官も頻繁にというのは難しいとは思いますが、できるだけ100%、1年に1回は全世帯を回る努力をしていただきたいと思います。

更なる強化とありましたので、是非、年に1回は100%回るような体制を整えていただ



きたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### 西岡生活安全企画課長

地域に密着して地域に溶け込みながら、住民の安全と平穏を確保することは非常に重要なことでありまして、その中で、巡回連絡というのは重要な活動という認識を持っております。これまでも強力で推進してきたわけでございますけれども、更に今回、業務の見直しを行い、そこで生じる時間を効果的に街頭活動等に充て、巡回連絡を強化してまいりたいと考えております。

#### 中山委員

非常に大事なことで、今後ますます大切になってくると思いますので、是非お願いしたいと思います。

一方で、人員配置の不断の見直しということで、巡回連絡等の地域警察活動の充実に伴う配置の見直しをしていただけたらと思うのですが、地域警察に送る人員を警察本部から割くというふうなことを伺いました。これによって本来、今までやってこられた警察本部での業務に支障を来すことはないのかどうか、いかがでしょうか。

#### 生原警務課長

人員の見直しによって本来業務に支障はないのかというような御質問でございますけれども、今春の定期異動では、警察本部の警察官の定員を見直しまして、第一線の警察署の地域警察官の体制を強化したところでございます。

定員の見直しに当たりましては、本部各課と調整し、専らデスク業務について、警察官が担当していた業務を一般職員へ振り替えたり、係の統合や業務の合理化・効率化を図るなどして人員を捻出したものでございますので、見直した所属の本来業務に特段の支障はないものと考えてございます。

#### 中山委員

地域警察、交番等警察署もしかり、やはり我々市民が身近に感じている所での活躍をこれからもしていただくよう願うものでありますが、その反面、本来の業務に支障があってはいけないので、しっかりとその辺の配置計画を密にさせていただいて、業務に支障のないようにしていただきたいと思います。

あと、人員配置の不断の見直しの中で、女性警察官の職域拡大や働き方改革への対応とありますが、今後、女性警察官の募集も増やし、採用も増やしていくとは思いますが、今の現状と今後の募集の予定はどうなっていますか。

#### 生原警務課長

女性警察官の採用数と採用の目標、今後の予定ということでございます。

県警察では、平成23年6月に徳島県警察女性警察官採用・登用拡大推進計画を策定いたしまして、平成25年度以降、計71人の女性警察官を採用しているところでございます。今年2月1日現在の女性警察官数は126人でございまして、本県警察官の定員1,555人に占め

る割合は8.1%という状況でございます。

この採用・登用拡大推進計画では、平成34年4月1日までに、警察官の定員に占める女性警察官の割合を10%にするということを目標としておりまして、今後ともこの計画に従って女性警察官の採用拡大に着実に取り組んでまいりたいと考えております。

中山委員

今、8.1%で、平成34年度までに10%を目標というような御答弁を頂きました。答弁の中で、登用拡大も目指しているというふうなこともおっしゃいましたので、今、126名の女性警察官の中で、管理職は何人いらっしゃるのでしょうか。

生原警務課長

管理職は何人いるのかという御質問でございますけれども、警部以上の警察官ですけれども5名おりまして、警視はおりません。それぞれ、本部の各課や警察署の課長職をしております。

中山委員

前にも、この総務委員会で言ったような記憶があるのですが、今日も男性ばかりで、やはり警察官といえば男性が主流なのかなとは思いますが、幹部が5名いらっしゃるというので、職域拡大の意味で、こういう場にも女性を登用すべきではないかと考えますけれど、いかがでしょうか。

生原警務課長

委員御指摘のとおりでございます。女性警察官の採用を始めたのが平成5年からで、まだ日も浅く25年ほどしかたってございませんので、所属長級になるまでの年数はたってございませんけれども、それぞれ年次がたってまいりまして、その能力に応じて昇任し、こういった議会の議事にも参加させていただきたいと考えております。

中山委員

是非、いろんな経験をしていただいて、どんどん女性の登用をしていただきたいと思います。やはり、働き手が少なくなっている中で、女性の活躍というのを政府もいろいろと打ち出しているわけですが、なかなか働き手が増えないのが現状だと思います。

その中で、女性というのは出産で一時休職をしなくてはならない。例えば、休職をして辞めずに戻ってこられた割合を把握していたら、教えていただきたいと思います。

喜多委員長

小休します。（11時46分）

喜多委員長

再開します。（11時47分）

生原警務課長

出産・妊娠を機に辞めた方はいるのかということでございますけれども、育休サポート制度がございまして、その分で休まれる方のフォローアップはしてございます。

現在のところ、出産・育児を機に離職される方はおいでません。

中山委員

登用にしても同じだと思います。例えば、一、二年休まれて、それがハンデになって登用が遅れるということはないのでしょうか。そういうシステムはきちんとしていただいているのですか、どうでしょうか。

生原警務課長

育休中の期間をもって、登用が遅れるのではないかというようなことでございますけれども、そういったことがないようなシステムにしてございます。

中山委員

是非、平等に、それがゆえに幹部への登用が遅れることがないように、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

加えまして、今後、交番等の施設整備を行わなければいけないと思います。警察署や交番への女性警察官の配置も今後増えてくるかと思いますが、ただ、全ての警察署、交番におきまして、例えば女性専用トイレや仮眠室、更衣室等が整備されているわけではないと思います。今の状況と、今後どういうふうに取り組むのかを教えていただきたいと思えます。

高橋会計課長

今、委員からありましたように、確かに過去に整備した警察署や交番の警察施設には、女性用のトイレや仮眠室がないという所も多々ありまして、女性職員、特に女性警察官が勤務する上では課題があったのではないかと考えています。

先ほど警務課長が答弁しましたように、県警察では平成23年に徳島県警察女性警察官採用・登用拡大推進計画を策定しまして、その中に女性警察官に関する施設整備についても盛り込んだところであります。

具体的には、11警察署ございますけれども10警察署で、交番は26ございますけれども17交番で、女性用の仮眠室を整備したところであります。今年度は警察本部に、女性職員も含めてですけれども女性警察官がたくさん増えておりまして、快適に勤務していただくためのシャワーや仮眠室を併設した女性更衣室を整備するなどしておりまして、勤務環境についても計画的な改善に努めている状況にあります。

女性警察官の増員が予定されている中で、警察本部では警務課が人事担当課になるのですけれども、今後とも警務課等と連携しまして、職員のニーズに沿った施設整備に努めてまいりたいと考えております。

中山委員

女性が働きやすい環境づくりに心掛けていただきたいと思います。

今後、駐在所等の交番化に伴い、新たな施設整備というのも発生してくると思うのですが、今PFIで集約してやっていますけれど、今後どのような手法にするのか。PFIにするのか、従来の方法にするのか、その方針はどのようなのでしょうか。

高橋会計課長

現在、16か所の駐在所の整備をPFIで進めております。これは、来年度に16か所全てを整備し終えるものでありますけれども、昭和40年代に造った駐在所の多くが老朽化が顕著であると。そこで、一気に整備を進めないと、どんどん老朽化が進んでいくということで、バンドリングと言いますか、当然にPFIは一定の事業規模が必要になりますので、そういう部分で17か所、契約変更によって1か所減りましたけれども、16か所を進めているという状況であります。

これは、そういうスケールメリットを生かした施設整備ということでPFI事業にしましたけれども、現在のところ、今後そういう事業はございませんので、従来手法で整備をしていきたいと考えております。

中山委員

従来手法で是非やっていただきたいと思います。前にも言いましたけれど、今回の16か所も広島に本社を置く会社が受注しているということで、やはり、県内業者をこれから育成する意味でも、また、建設業の発展に貢献する上でも、従来手法というのは大事になってくると思います。老朽駐在所や交番等がたくさんあるのは分かりますけれども、幾らPFIで16か所まとまってやったとしても、掛かるコストはそんなに変わらないというか、金利等を考えれば逆に高くなっていくのではないかと考えております。そういうことも考えながら、従来手法をメインに、特に地元の建設会社が受注できる機会を増やしていただきたいと思います。

その際に問題になるのが、警察本部において建築の専門家が何人いるのかという問題になると思いますが、今の現状と今後増やすつもりがあるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

高橋会計課長

施設整備は、委員から御指摘がありましたように、費用対効果の部分を考えないといけない、また当然、税金ですから、県内の事業者の方々に対して、発展であるとか、そういう部分で潤いが必要になるかと思っておりますので、そこらのバランスを持ってやらないといけないという認識をしております。

続きまして、営繕職員については、先ほど一部御答弁をしましたがけれども、正職員が現在2名おります。県からのOBの方が1名で非常勤特別職、更に再雇用という形で1名が勤務している状況で、現在、一般職員を含めまして営繕の専門職4名、一般職1名の5名体制であります。これにつきましては、営繕職員スタッフが非常に必要でありまして、従来と比べて入札制度や審査が複雑であるなどの負担が大きい実態もございます。今年も1名採用という形で募集をしましたがけれども、採用は非常に厳しかったという状況でありま

す。

今後も引き続き、知見を有する職員について確保する努力はしていこうと思います。ただし、営繕職員も警察官同様、一定の能力を有する、一定の仕事ができるようになるためにはかなり長期間掛かりますので、長期的視野に立って、職員の採用や育成について検討してまいりたいと考えております。

#### 中山委員

P F I手法と違って従来手法というのは、チェックする人の負担になると思います。しかしながら、何度も言いますように、地元の建設業の発展のために仕事を持つということは大事だと思いますので、できるだけ専門職を可能な限り増やしてもらって、一人の人に負担が掛かるのはもってのほかなので、そのことも考えながら、適正配置、人材の補強もしていくべきだと思います。

加えて、この際1点要望したいのが、高橋課長は拠点整備もされた経験があるので、すぐ質問に答えてくれるのでいいのですけれども、例えば防災対策特別委員会で、そういう専門的な質問が出たときに答弁ができないのではないかと思います。だから、スムーズに委員会の進行や答弁ができるような態勢をしていくべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

#### 鶴岡警務部長

様々な委員会で、的確に委員方に御理解いただくように、理事者の選定についても不断の努力を行っていきたいと考えております。

#### 中山委員

やはり、専門家の意見というのは重いし、誤解を与えるような答弁ではいけないと思うので、しっかりと適材適所の人材配置をしていただいて、これからも県勢の発展に寄与していただきたい。また、治安の維持も含めて頑張っていただきたいと要望して、終わります。

#### 喜多委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、議案第90号を除く議案について、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第90号を除く公安委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第90号を除く公安委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号，議案第52号，議案第59号，議案第67号，議案第90号

以上で，公安委員会関係の審査を終わります。

本年度，最終の委員会でございますので，一言，御挨拶を申し上げます。

公安委員会関係の審査に当たり，根本警察本部長をはじめ，理事者各位におかれましては，常に真摯な態度をもって審査に御協力を頂き，深く感謝の意を表する次第でございます。

審査の過程において表明されました委員の意見並びに要望を十分尊重され，今後の警察行政に反映されますよう，強く要望してやまない次第でございます。

時節柄，皆様方にはますます御自愛いただき，それぞれの場で今後とも県勢発展のため御活躍いただきますことを祈念いたしまして，私の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

根本警察本部長

今年度，最後の総務委員会に当たりまして，一言，御挨拶を申し上げます。

喜多委員長，長池副委員長をはじめ，委員の皆様方には，委員会審議を通じまして警察行政各般にわたり御指導を賜りましたことに対しまして，心から厚くお礼申し上げます。

御指導，御提言いただきました事項につきましては，警察行政に反映できるよう努めてまいります。

委員の皆様方におかれましては，今後，ますますの御活躍をお祈り申し上げますとともに，今後とも引き続き，御指導，ごべんたつのほどを，何とぞよろしくお願い申し上げます。誠にありがとうございました。

喜多委員長

議事の都合により，休憩いたします。（12時00分）